

15. 8. 11
417

總務局長

勞務第一七三二號

大正十五年八月七日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 濱口 雄 幸 殿

社會局長 官長 岡 隆 一 郎 殿

京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知

福岡 千葉 埼玉 靜岡

各府縣知事 殿

東京マスリン工場紛議ニ関スル件

部ニ於テ一決固結ノ上極力應援ヲ為シ勝利ニ
得セシムルコト
之應援ニ関スル実行方法トシテ明五日ヨリ至終ノ
業ニニ於テ支障ヲセ限リ毎日各部ヨリ注意ニ
テ各以テ之ノ應援隊ヲ派遣セシムルコト
右ノ如ク紛議擴大スルノ兆アルヲ以テ嚴重警戒ヲ
右及申一週一報候也

一第 四 報